

Theプレミアム商品券(紙)取扱店募集

久留米商工会議所では、市内の消費意欲を喚起させ地域経済の活性化を図ることを目的とした「The プレミアム商品券」を**本年度もプレミアム20%で販売いたします。**

今年度は紙商品券（発行額6億円）、デジタル地域商品券（発行額6億円）を発行します。 下記対象事業所に該当され、この紙商品券の取扱いを希望される事業所は、別紙申込書にてお申込みください。また、デジタル地域商品券「取扱店」の登録もお待ちいたします。

The プレミアム商品券(紙商品券) 概要

引換期間 **7月18日(金)～7月20日(日)**
※予約販売となります。
販売価格 1セット 10,000円(1,000円×12枚)
1セット 5,000円(500円×12枚)
発行額 **6億円**
有効期間 **令和7年7月18日～令和8年1月17日**

ここがポイント！

- ・10,000円で2千円お得な商品券
- ・5,000円で千円お得な商品券
- ・紙商品券総額6億円を発行！
(別途、デジタル地域商品券6億円を発行)

「The プレミアム商品券」の取扱店になるには事前の登録が必要です。
また、換金時に取扱店負担金2%が必要となります。

◆対象事業所

久留米市内において主に小売業、飲食業、生活関連サービス業、運輸業など、消費者に対して商品又はサービスを提供する事業所のうち、以下のいずれかに該当する事業所。

- ①久留米市に本店または本社を有している事業所 ②久留米市の中心市街地に店舗等を有する事業所
(中心市街地は、別紙取扱要項に記載しています)

◆紙商品券取扱店の登録申し込み方法

別途定める取扱要項に同意のうえ、久留米商工会議所へ申込書と誓約書をご提出ください。

申込期間：【窓口受付】**令和7年5月9日(金)～**

平日9:00～17:30 土曜日9:00～12:00 ※日祝日は休み

※商品券購入の申込みをされるお客様に提供する名簿を作成いたしますので5月26日(月)までにお申込みください。 なお、当所ホームページでは取扱店を随時掲載いたします。

※FAX、郵送によるお申込みはご遠慮ください。必ず、ご来所いただき、取扱店登録証・商品券見本・のぼり旗・ポール等、取扱店に必要なものをお受け取りください。

◆登録手数料

会員事業所：無料 非会員事業所：6,000円(税込)

※会員事業所で今年度会費が未納の場合は登録時に会費をお支払いください

※非会員事業所で紙商品券とデジタル地域賞品の両方を
お申し込みの場合は登録手数料12,000円となります。

お問合せ・登録窓口

久留米商工会議所 会員サービス課
〒830-0022 久留米市城南町15-5
TEL33-0215 FAX33-0933
URL <https://www.kurume.or.jp/>

◆取扱店負担金

取扱店負担金：**2%**
1,000円券1枚につき**20円**
500円券1枚につき**10円**

その他諸条件は、別紙取扱要項をご参照ください。

令和7年度「The プレミアム商品券」取扱要項【紙商品券】

1. 登録資格

久留米市内において主に小売業、飲食業、生活関連サービス業、運輸業など、消費者に対して商品又はサービスを提供する事業者のうち、以下のいずれかに該当する事業所

- ① 久留米市に本店または本社を有する事業所（市外の支店等の店舗は登録できません）
- ② 久留米市の中心市街地に店舗等を有する事業所

※中心市街地とは次の町です。

（大手町、天神町、東町、通東町、通町、日吉町、六ツ門町、小頭町、本町、中央町、城南町、白山町、縄手町、瀬下町、京町）

※但し「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する営業を行う者」又は「公序良俗に反する店舗」及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗は登録出来ません。

2. 対象商品等

商品券は、特売品、値引き商品等を含む全ての商品等の販売またはサービスの提供に利用できるものとします。

3. 商品券の利用対象とならないもの

- ① 業者間の取引に伴う手形、買掛金決裁等
- ② 商品券、切手、印紙、プリペイドカード、地金等の換金性の高いもの
- ③ 有価証券、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- ④ たばこ
- ⑤ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ⑥ 国、地方公共団体への支払い、公共料金の支払い、税金の納付等
- ⑦ 土地・建物等資産性の高いものの購入に関わる支払い並びに家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の支払い ※車の販売は転売禁止誓約書を交わしてください。
- ⑧ 払込用紙による支払い等
- ⑨ ギャンブル性の高いサービス等
- ⑩ プロパンガスの使用料の支払い
- ⑪ 市指定のゴミ袋

4. 申込み

- ・別紙申込書と誓約書をご記入、代表者印を押印のうえお申込みください。
- ・市内に複数店舗がある場合は店舗毎の登録申込みが必要です。誓約書は本社・本店のみご記入ください。
- ・登録手数料は、会員事業所は無料、非会員事業所は6,000円
- ・申込提出期間：**令和7年5月26日（月）**
- ・申込受付時間：平日9:00～17:30 土曜日9:00～12:00【日祝日は休み】
- ・FAX、郵送、Eメールによるお申込みは受付できません。必ず、ご来所のうえ申込書と誓約書をご提出ください。

5. 登録

久留米商工会議所は、お申込み事業所の登録資格を確認の上、当該事業所に対し「登録証」、「のぼり旗」、「チラシ」の1セットを配付します。

なお、「のぼり旗」を追加される場合は、下記の実費が必要となります。

- ・のぼり旗（160cm×45cm） 1枚 330円（税込）
- ・ポール 1本 330円（税込）

※取扱店であることが消費者にわかるよう見やすい場所に「のぼり旗」を掲示ください。

6. 商品券の販売（事前予約制）

久留米商工会議所は「The プレミアム商品券」を次のとおり販売します。

- ① 予約期間：令和7年6月2日（月）～6月18日（水）応募者多数の場合は抽選
- ② 引換期間：令和7年7月18日（金）～7月20日（日）の3日間
- ③ 販売単位：1セット1万円（1,000円券×12枚） 4万セット販売
1セット5千円（500円券×12枚） 2万セット販売
- ④ 販売場所：久留米商工会議所、久留米BJガーデン、くるめりあ六ツ門

7. 取扱期間

商品券有効期間：令和7年7月18日（金）～令和8年1月17日（土）

取扱店は「The プレミアム商品券」を持参した方に対し、商品券有効期間内に限り券面記載額相当の商品の販売またはサービスの提供を行ってください。

8. 換金

商品の販売またはサービスの提供により「The プレミアム商品券」を取得した取扱店は、商品券の裏面に取扱店名を記入のうえ、換金期間内に久留米商工会議所または口座がある下記取扱金融機関にて換金を行ってください。

- ① 換金期間 令和7年7月24日（木）～令和8年2月2日（月）※期間延長はありません

- ② 換金場所 久留米商工会議所 換金期間内の月～金曜日 9：00～12：00
13：00～17：30

金融機関 筑邦銀行、筑後信用金庫の市内指定店舗の営業時間内

- ③ 取扱店負担金 換金時に額面総額の2%を差し引いた金額をお支払いいたします

- ④ 持参いただくもの

- ・商品券（裏面に取扱店名を記入したもの）
- ・取扱店登録証
- ・商品券換金請求書兼領収書（久留米商工会議所で換金する場合）
- ・商品券振替請求書、預金通帳、当座預金については入金帳（金融機関で換金する場合）

9. 遵守事項（取扱店は、次の事項を遵守してください。）

- ① 商品券の利用期間中は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は出来ません。
- ② 商品券の利用対象とならない商品に対して、商品券での支払は受付出来ません。
- ③ 販売により取得した商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- ④ 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めてください。
- ⑤ 偽造券の疑いがある場合は、受取りを拒否してください。
- ⑥ 商品券受取りの際、つり銭は出さないでください（商品券裏面に記載）
- ⑦ 久留米商工会議所から、不正行為防止のため、立ち入り検査または、事情聴取の要請があった場合は、従ってください。
- ⑧ 関係行政機関から、久留米商工会議所に対して、取扱店の換金実績に関する資料等の提出を求められた場合は、提出してください。
- ⑨ 本事業に関する取扱店アンケートの回答を必ず提出してください。

10. 禁止事項

下記の禁止事項に違反した場合は取扱登録店の取り消し、取扱店名の公表、損害賠償等の法的措置や警察への通告などの処置を行います。

- ① 商品の販売、又はサービスの提供なく取得した商品券を換金（商取引のない換金）する事。
- ② 商品券の偽造・悪用。
- ③ 販売により取得した、商品券の再販。
- ④ 業者間の取引に伴う手形、買掛金決済等。
- ⑤ 取扱店負担金に相当する金額をお客様に負担させること。

令和7年度
The プレミアム商品券取扱店【紙商品券】申込書

(店舗が複数ある場合は、店舗ごとに申込書をご提出ください)

久留米商工会議所 御中

The プレミアム商品券事業の取扱要項及びThe プレミアム商品券取扱店登録に係る誓約書に同意のうえ取扱店事業所として申込みいたします。

令和 年 月 日

※
次
ページの
誓約書
にご記入・ご捺印の上お申し込みください。

フリガナ			
事業所名 (本社・本店)			
所在地 (本社・本店)	〒		
フリガナ			
代表者名	印		
フリガナ			
店舗名	※取扱店一覧等に掲載される名称		
所在地 (店 舗)	〒 久留米市		
業種・業態	1.百貨店・スーパー・コンビニ 2.衣料品・身の回り品 3.食料品小売 4.自動車・自転車・家電小売 5.その他小売 6.宿泊・飲食業 7.サービス業 8.運輸業 9.建設業 10.その他 ※上記 5.その他小売は、ホームセンター、ガソリン、メガネ・貴金属、医薬品・化粧品、生花、生活雑貨など		
取扱商品 又は内容			
TEL		FAX	
従業員数	名	URL	
担当者名		担当者メール アドレス	
表示のための のぼり旗	旗 枚 (1枚330円) ポール 本 (1本330円) ※それぞれ必要な数量をご記入ください。1セット分は無料配布です。 ※2セット目からは有料となりますので、代金をご持参ください。(旗だけの購入も可)		
※ 今回、申込書にて頂いた情報は、久留米商工会議所からの各種連絡・情報提供のため 利用するほか取扱店情報として消費者へ周知する際に利用することがあります。 ☐ 上記事項に同意します。 (同意の場合は☑をお願いします)			

※会議所記入欄

受付日		担当者		事業所 番 号		会員 非会員 入会
-----	--	-----	--	------------	--	-----------

No. _____

久留米商工会議所 御中

所在地

事業所名

代表者名

印

Theプレミアム商品券取扱店登録に係る誓約書

この度、標記の取扱店としての登録にあたり、この事業の目的を十分に踏まえ、取扱要項や下記の留意事項を厳守して履行いたしますことをここに誓約します。

なお、万一不正行為を行った場合には、Theプレミアム商品券の取扱店の取り消し取扱店名の公表、法的措置や警察への通告などの処置を取られても一切の異議は申し立てません。

記

1. 商品券の利用期間中は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
2. 商品券の利用対象とならない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
3. 販売により取得した商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
4. 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
5. 偽造券の疑いがある場合は、受取りを拒否します。
6. 商品券受取りの際、つり銭は出しません。
7. 久留米商工会議所から、不正行為防止のため、立ち入り検査または、事情聴取の要請があった場合は、従います。
8. 関係行政機関から、久留米商工会議所に対して、取扱店の換金実績に関する資料等の提出を求められた場合は、提出します。
9. 商品の販売、又はサービスの提供なく取得した商品券の換金（商取引のない換金）を行いません。
10. 商品券の偽造・悪用はいたしません。
11. 販売により取得した、商品券の再販をいたしません。
12. 業者間取引に伴う、手形、買掛金決済等に、商品券を使用いたしません。
13. 取扱店負担金に相当する金額をお客様に負担させることはいたしません。
14. 取扱店は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、または、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗ではありません。
15. 取扱店は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する営業を行う者」、又は「公序良俗に反する店舗」ではありません。
16. 本事業に関する取扱店アンケートの回答を必ず提出します。

申込書は前ページです。